

地域ESD活動推進拠点（地域ESD拠点）登録申込書 補足説明

GAPとSDGsは、「国連ESDの10年（2005 - 2014）」の終了後のESDに深く関係する2つの国際アジェンダです。そのため、登録申込書において、GAPとSDGsに関する質問を設け、全国のESD推進ネットワーク全体の傾向を可視化するために活用させていただきます。

1 (9) 組織・団体の活動分野について

グローバル・アクション・プログラム (GAP)

国連ESDの10年を終え、セカンドステージを迎えたESDは、国際的にも国内的にもGAPに基づいて更なる推進が求められています。GAPは、5つの優先行動分野を提示して、各ステークホルダーに対して取り組み可能なアプローチから推進することを奨励することで、ESDのスケールアップと質の向上を目指しています。すなわち、GAPは、ESDの更なる推進に向けた「アプローチ」を示すものです。

GAPの優先行動分野	補足説明
1. 政策的支援	ESDに関する政策的支援：ESDを教育と持続可能な開発に関する国際及び国内政策へ反映させる。
2. 機関包括型アプローチ	機関包括型アプローチ（ESDへの包括的取組）：すべてのレベルと場においてESDの機関包括型アプローチを促進する。 （注：GAP原文のwhole-institution approachesの文部科学省・環境省仮訳による訳語。学校の場合、学校経営方針の中に位置付け、ESDの価値観が浸透し教職員、児童生徒等に共有されていること。学校まるごとアプローチ等とも言われることもある。GAPではどのような組織・団体にも同様のことが期待されている。）
3. 教育者	ESDを実践する教育者の育成：ESDのための学習のファシリテーターとなるよう、教育者、トレーナー、その他の変革を進める人の能力を強化する。
4. ユース	ESDへの若者への参加の支援：ESDを通じて持続可能な開発のための変革を進める人としての役割を担うユースを支援する。
5. 地域コミュニティ	ESDへの地域コミュニティの参加の促進：ESDを通じた地域レベルでの持続可能な開発の解決策の探求を加速する。

出典：「ESD推進ネットワークの構築に向けて」解説資料（平成29年3月、ESD活動支援センター）

1 (9) 組織・団体が取り組む課題（テーマ）について

持続可能な開発目標（SDGs）

持続可能な社会の構築を目指して、2015年（平成27年）にSDGsが採択され、現在その達成に向けて全世界が取り組んでいることに注目し、ESDの推進との関連で捉えることが重要とされています。SDGsは、17の目標と169のターゲットを掲げて、人類が共通で達成すべき「課題」を具体的に設定したものです。

このSDGsの具体的な目標により、これまでとすると包括的で分かりにくいとされたESDの課題や取り組み内容が明確になり、「何のための教育」なのか「何を指す教育」なのかの区分が分かりやすく整理されるとともに、身近な地域課題（Local Issues）への取り組みがグローバルな課題（Global Issues）の解決へとつながる道筋や指針を示すことが期待されます。

なお、SDGsの目標は個別に取り扱うというよりも、関連性のなかで捉えることが必要です。また、教育は、すべての目標の達成のために必要であるとの認識も重要です。

SDGs	目標
1. SDG1 （貧困をなくす）	あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる。
2. SDG2 （飢餓をなくす）	飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する。
3. SDG3 （健康と福祉）	あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。
4. SDG4 （質の高い教育）	すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する。
5. SDG5 （ジェンダー平等）	ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う。
6. SDG6 （水と衛生）	すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する。
7. SDG7 （誰もが使えるクリーンエネルギー）	すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する。
8. SDG8 （ディーセントワークと経済成長）	包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する。
9. SDG9 （産業・技術革新・社会基盤）	強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る。
10. SDG10 （格差の是正）	各国内及び各国間の不平等を是正する。
11. SDG11 （持続可能なまちづくり）	包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する。
12. SDG12 （持続可能な消費と生産）	持続可能な生産消費形態を確保する。
13. SDG13 （気候変動へのアクション）	気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる。
14. SDG14 （海洋資源）	持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する。
15. SDG15 （陸上資源）	陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する。
16. SDG16 （平和、正義、有効な制度）	持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する。
17. SDG17 （目標達成に向けたパートナーシップ）	持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。

注：SDGsが記載されている「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ」には、前文、宣言と17の目標、169のターゲット等が含まれる。これらについて原文を参照することが望ましい。

「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ」（外務省仮訳）
<http://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000101402.pdf>